

# 議会運営委員会

平成28年9月21日午前9時から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	小村 尚己
平川 理恵	嶋田 善行	井上 卓也
奥村 容子		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長	植村 俊彦	都市建設部長	谷口 裕司
建設農林課長	上田 俊雄	同課長補佐	手塚 仁

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同係長	大塚 美季
--------	-------	-----	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。レジメに沿って進めていきたいと思っております。

まず初めに、1. 協議事項、（1）平成28年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思っております。

各常任委員会・特別委員会に付託されました15議案のうち、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案については賛否の討論があり、賛成多数で認定すべきものと決しております。他の12議案は満場一致で可決・認定されております。

いずれの議案につきましても最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認をさせていただきたいと思っております。

ただいま申しあげました議案のうちで、委員会で討論となりました認定第2号、認定第3号、認定第5号につきましては、最終日の本会議で討論になると思っておりますが、このほかの議案で、討論等を予定されている議案、あるいは討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にもかかわってきますのであらかじめお聞かせいただきたいと思っておりますが、ございませんでしょうか。

( な し )

委員長

それでは、認定第2号、認定第3号、認定第5号以外には討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで確認をしておきます。

①の付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに1件の要望書をお受けしております。この取り扱いについて協議をいただきたいと思いますが、まず初めに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。

黒崎議会事務局長。

議会事務  
局長

平成29年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いについてでございますが、8月29日に公益社団法人日本理科教育振興協会会長大久保昇氏から郵送で送られてきたものでございます。

その内容でございますが、小中高の理科教育の実態について教育委員会に確認し、理科教育環境整備のため積極的な予算措置を求める内容というものでございます。

なお、同内容の要望書につきましては、平成25年の9月から送られておりますが、平成25年9月の総務常任委員会に付託がされまして、満場一致で不採択となり、以後、配布にとどめているというふうな状況でございます。以上でございます。

委員長

これにつきましては、届いたのが8月29日ということで、前回の議

会運営委員会が開催されて以後ではありましたが、本会議前であつて、本来であれば議運の皆さんにお諮りして、必要であれば初日の全員協議会の前に議会運営委員会を開催するという手続きをとるべきでしたが、それにつきましては失念していましたので、あわせてお詫びするとともに、今回、この要望書についての取り扱いについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 小村委員。

小村委員 2点お聞きしたいことがあるんですけども、平成25年の満場一致の不採択の理由についてお聞かせいただきたいのと、今の斑鳩町でこのような実験器具をもっとふやしたいという要望が出ているのか、学校から出ているのかという2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 1点目については、私も当時、総務常任委員会に所属しておりましたので、私の記憶の範囲でお答えさせていただきたいと思いますが、その要望書の中にですね、実験等の機器の充実を図ってほしいということで要望がきていたんですが、総務常任委員会に付託されて、その中で、理事者のほうに確認をしますと、この間、各小学校・中学校とも、必要なものについては順次っていうか、年度ごとに充実をしてきているということでしたので、だからあえて無理に予算要望するという必要もないということから、満場一致で結果的には不採択というふうになったっていう経緯があると思います。

もう1点については、今ちょっと答弁、教育委員会関係の方がいらっしゃいませんので、今の現状についてはちょっとわかりかねますけども。休憩とって確認しましょうか。 小村委員

小村委員 平成25年の不採択がそういう理由であるのであれば、現状を確認して、もしそういう状況にないのであれば、議会としても斑鳩町のほうに要望しなければいけないですし、これについても考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

委員長 今、小村委員のほうから、現状を確認してから再度審議したというこ

とでご意見あったので、暫時休憩して、教育委員会のほうに確認したいと思いますが、よろしいでしょうかね。

( 異議なし )

委員長 それでは、暫時休憩いたします。

( 午前9時07分 休憩 )

( 午前9時11分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

ただいま事務局のほうで確認いただきましたことについて、報告をお願いします。 黒崎議会事務局長。

議会事務 教育委員会総務課のほうに確認をいたしました。学校から必要なものについての予算要望がある場合は適時対応をいたしてございまして、平成25年当時と状況は変わっていないということでございます。

委員長 小村委員。

小村委員 その答弁をもって、配布にとどめていいのかなと思います。

委員長 ほかの委員さんも配布ということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっております要望書については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

②の要望書等の取扱いについては、以上で終わります。

次に、③追加日程についてを議題といたします。

お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思っております。

追加日程 1. 発議第 6 号 同一労働同一賃金の原則の確立を求める意見書については、議員発議により提出されるものです。

現在までに追加提案を予定されているものについてはこの 1 件ですが、このほかに提案等を予定されているもの、あるいはまた提案等の予定があるとお聞きになっているものがありましたら教えていただきたいと思います。と思いますが、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、議員提案の予定は、現時点ではないものと確認をしておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしく願いいたします。

平成 28 年第 3 回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2) 次期定例会等の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしています日程案について、事務局から説明をお願いいたします。 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 それでは、平成 28 年第 4 回定例会の日程 (案) につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております日程表でございますが、12 月 1 日木曜日を初日とし、12 月 16 日金曜日を最終日とする、会期 16 日間の案をお示しをいたしております。

まず、12 月 1 日を初日として、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、12 月 2 日金曜日から 5 日月曜日を休会とし、6 日火曜日、7 日水曜日を一般質問とし、8 日木曜日は建設水道常任委員会、9 日金曜

日は厚生常任委員会、10日土曜日、11日日曜日は休会、12日月曜日  
も農業委員会のため休会、13日火曜日は総務常任委員会、14日水  
曜日は議会運営委員会としております。そして、15日木曜日を休会と  
して、16日金曜日を最終日とする、会期16日間の案でございます。  
以上でございます。

委員長 ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見  
があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、最終日、翌週の月曜日にもってくることは無理なんですか。と  
いうのが、13日総務、14日議運、15日の休会という感じで、これ、  
事務局のほう、テープ起こしなんか、割としんどいん違うかなと思って。  
そこら辺、どうです。

委員長 議会事務局のほうとしてはどうですかね。19日を最終日にもってく  
ることについては、都合が悪いとかいうのは、あるかないか、わかりま  
すか。

暫時休憩します。

( 午前9時16分 休憩 )

( 午前9時17分 再開 )

委員長 再開いたします。  
黒崎議会事務局長。

議会事務 12月19日については、議会事務局としましては、日としては可能  
局長 っていうんですか、結構でございます。あと、間ですね、調整日として  
2日間とれますので、それも好ましいことであると思います。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 ありがとうございます。お世話かけますが、そのようにしていただけたらありがたいと思います。

委員長 ただいま嶋田委員のほうから、次期定例会については12月16日が最終日の案となっておりますが、運営等のことも考えて、19日を、月曜日を最終日をもっていってはいかがかという提案ございましたけども、そういう形で変更させてもらってよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、今、この出してもらった案を修正しまして、19日月曜日を最終日とする案で確認をさせていただきたいと思います。

それでは、そういう形で確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

12月定例会につきましては、予定ということで確認をしておきます。次に、(3)消防団員退職報償金支出に係る予算補正の専決事項への追加についてを議題といたします。

これにつきましては、9月1日の、初日の全員協議会の中で提案されたものですが、これにつきましては、全員協議会の中で消防運営委員長のほうから、消防運営員会の開催をすることがまず必要ではないかということで確認をいただいておりますので、そのことについて、報告をお願いしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほども委員長申されましたように、本定例会初日に中川議員から消防団員の退職報償金に係るご意見をいただきまして、消防運営委員会を開催し、消防本団役員の皆様のご意見をお聞きしようと思ひまして、担当者に消防運営委員会開催の労をとっていただきましたが、急なこと



でもあり、全員の日程が合う日が昨日までなかったということで、再度、担当者に消防団本部役員1人1人にご意見を聞いていただきました。その結果としまして、早くいただけることはありがたいというご意見もあり、議会が決められたことに従いますというご意見だったとお聞きしました。以上、ご報告します。

委員長

ありがとうございます。

ただいま、消防運営委員長でもあります嶋田委員のほうから、この間、まず消防運営委員会を開催するべきではないかという提案とともに、その開催に向けて努力いただき、消防団役員の方の意思についても確認をいただきましたが、議会のほうで決めていただくということで異存はないというお答えであったかというふうに思いますので、そのことを踏まえた上でですね、この消防団員退職報償金の支出に係る分について、この議会運営委員会の中で議論していきたいというふうに思います。

それですね、まず最初に、退職願いから退職報償金の支払いまでの流れについて、総務部長のほうが出席していただいていますので、説明をお願いしたいと思うんですが。 植村総務部長。

総務部長

それでは、消防団員の退団願いから退職報償金の支払いまでの流れにつきまして、資料を用意させていただいておりますので、これに基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、①でございます。消防団員から分団を通じまして、斑鳩町役場に退団願いが提出をされます。②でございます。斑鳩町役場は、その退団願いを受理いたしましたらば、消防団員等公務災害補償等共済基金というところへ退職報償金を申請、支払請求を行います。役場が退職報償金を支払うという根拠につきましては、※印にございますように、消防組織法と、それから斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例ということに基づいているところでございます。③でございます。消防団員等公務災害補償等共済基金は、役場からの退職報償金の申請、支払請求を受理いたしましたらば、おおむね1か月から1か月半、審査を行いまして、退職報償金の金額、支払いを決定をいたします。そ

れがなされましたらば、斑鳩町役場へ通知が行われるということでございます。

ここで、申しわけございません、ちょっと資料、訂正をお願いしたいと思えます。その下の※印でございますが、その後の前8文字、「消防団員等公務災」まではちょっと重複をいたしておりますので、削除いただきますよう、よろしく願いをいたします。

基金につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律というものがございまして、これに基づきまして、斑鳩町がきちんと契約をいたして行っているものでございます。斑鳩町役場に退職報償金の支払いの決定の通知が届きましたらば、④でございます、通知を受理いたしまして、ここから予算の補正の手続きに入るということでございます。

協議事項でございますように、これに関係するところはここの部分でございます、補正の、予算補正ですので、当然のごとく議会の議決をお願いするというものでございます。

議会の議決をいただきましたらば、そこで、⑤でございますが、消防団員へその退職報償金を支払うということでございます。

なお、例えば、今回の補正あがっている部分につきましては、6月30日付で退団願いが提出をされております。速やかに基金へ通知をいたしまして、退職報償金の申請を行いまして、基金からは、今回ちょっと早くしていただきまして、7月26日付で通知をいただきました。これに基づきまして、この9月の議会に補正予算をあげさせていただいたという次第でございます。以上でございます。

委員長

昨日は、災害等でばたばたしている中で、急遽資料の作成していただきまして、ありがとうございました。

そうしましたら、ただいま総務部長から説明、報告も受けましたが、初日の全協で提案いただいたことについては、議会の委任による町長専決処分のその報告の中に、これについては加えていってはどうかという提案ですので、それに対して、質疑、ご意見と、また、その決定についてもどうしていくのかという点について、委員皆様のご意見をお聞き

したいと思います。 平川委員。

平川委員 ちょっとその条例の文面がどうなるのかっていうこともあるんですけども、基金と契約している、その基金から支出されるのは、退職報償金以外にも、何か公務災害が起こったときに支出されるものでということになる、この基金だったらそういうものなんでしょうか。

総務部長 退職報償金以外に、確かに公務災害等もございしますが、公務災害につきましては、個人、個人で請求していただくという段取りになっておりまして、公費を通りませんので、いわゆる補正という手続きが必要がないということでございます。

平川委員 とすると、例えば条例の文面を変えた場合に対象になるのはこの退職報償金のみになるという理解でいいんでしょうか。

総務部長 町から提案させていただいているものではございませんが、退職報償金だけでよろしいかというふうに思います。

委員長 今、総務部長おっしゃっていただいたように、こちらのほうで専決処分の事項に加えて提案しますので、だから、その後の対応については、あちら側で整理をされるということになると思います。

平川委員 ていいですか、町長専決処分に係る項目という中に、公務災害補償等責任共済等に関するものも含むというふうの文面を入れた場合に、この退職報償金だけということですか。

委員長 提案いただいているのは、基本的に退職金のみにかかわることだというふうに思いますし、今、総務部長の答弁でも、ほかの部分については、公金、町の会計通さないということですので、そこはかかわってこないと思います。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 特段、どういふんですか、問題はないと思います。

委員長 小村委員。

小村委員 僕も同じように、早くもらえるようにということで、こういう形でしていただければいいのかなと思います。

委員長 伴委員。

伴委員 私も、この専決事項にこれを加えていただいたらいいと思います。

委員長 そうしたら、ほかの委員さんもそういう形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 あと、これの進め方なんですけども、それはなるべく早いほうがいいということでご意見もいただいておりますが、議会運営委員会で今回そういうふうに決定して、もう全員協議会の報告の場では、そうするよということで全議員さんに報告をするのか、それか、1回、ほかの、議会の専決、議員による専決事項になりますので、我々だけで決定してしまっているのかどうかという点もあるんです。だから、1回段階踏んで、全員協議会で報告、その方向性で進めたいということで全議員さんにご意見いただいて、また12月議会の中で決定させてもらうっていう方法もありますけども、できれば、慎重にそういう形で進めていくほうが、議会の専決処分の項目をふやすということですので、いいのかなと思いますが、だからその間にちょっと発生してしまった方については、ちょっと手続き的には遅れてしまいますが、将来にわたってのことですので、できれば、私としてはそういう慎重な形で進めていきたいなと思うんですが、その進め方についても、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 ただいま委員長おっしゃるように、慎重を期すという意味では、それで結構かと思います。ただし、最終日の全員協議会で議員皆さんにご報告いただいてですね、異論が出た場合は再度また審議していくという形になろうかと思いますが、今、委員長おっしゃったような形で結構かと思います。

委員長 ほかの委員さんも、そういう形よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、今、確認させていただきましたように、今回につきましては、もう、すぐ決定、提案という形ではなく、一度そういう方向に進めようと思っているということで議会運営委員会でも確認したということで、最終日の全員協議会で一度報告させていただいて、全議員さんの意見もお聞きする中で、また、異議がなければ、12月議会で、これは議会運営委員会から委員会提案という形で提案させていただこうというふうに思いますが、そういう形よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、(3)消防団員退職報償金支出に係る予算補正の専決事項への追加については、以上のような形で終わらせていただきます。

ここで、次の農業委員の選出方法の変更について説明をお願いいたしますので、谷口都市建設部長と上田建設農林課長にご出席いただきます。  
暫時休憩いたします。

( 午前9時32分 休憩 )

( 午前9時38分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

それでは次に、（４）農業委員の選出方法の変更についてを議題といたします。

本日、このために、都市建設部長と建設農林課長、さらに補佐にご出席をいただいております。

このことにつきましては、９月１５日の建設水道常任委員会で、農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等について報告をいただいておりますが、この間ですね、６月の定例会のときか、その前やったかと思いますが、議会運営委員会の中でも、改正前の法律のもとで、議会のほうからも農業委員会の選出をさせていただいております。現在も選出をさせていただいておりますが、これが、法改正後の体制の中で、議会としてどのような対応が必要なのかという点についてはまだ不明な点もあるということで、方向性が見えてきた段階でさらに議論をしていきたいということで委員皆さんにはお願いをしておりましたが、このたびですね、町のほうからも、１２月の条例制定に向けて、一定、方向性も示されておりますし、さらに、法改正の趣旨について、改めて今回の議会運営委員会で皆さんと一緒に、学習もしながらですね、どういう対応が必要なのかということで議論をしていきたいというふうに思っています。

それでは、お願いしていますように、この法改正の趣旨等について、担当課のほうから説明をお願いいたします。 上田建設農林課長。

建設農林  
課長

それでは、平成２８年の９月１５日、建設水道常任委員会に提出いたしましたして、説明させていただいた資料に基づきまして、再度説明させていただきたいと思っております。農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例制定等についての報告でございます。

最初に、１．趣旨でございます。農業委員会等に関する法律の改正が平成２７年９月４日に公布され、平成２８年４月１日より施行されております。その改正により、農業委員の選出方法の変更、農業委員会の業務の重点化、農地利用最適化推進委員の新設が主な改正内容となっております。

それでは、２．概要について、説明させていただきます。

まず、1の農業委員会の業務の重点化でございます。これにつきましては、農地等の利用の最適化として、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進について、農業委員会の必須業務に位置づけられているところでございます。

次に、(2)農業委員の選出方法の変更でございます。現在の農業委員20人の選出方法は、公選制により15名、団体推薦等の委員が5名でございますが、今回の改正では、議会の同意を得て町長が任命する任命制に変更されることになりました。その任命に当たっては、過半数が認定農業者とすることや、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1名以上入れること、委員の年齢・性別に著しい偏りが生じないようにすること、例えば、女性や青年の積極的な登用、農業委員の定数は、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とすることなどが求められているところでございます。斑鳩町農業委員の定数につきましては、現行の農業委員の数について、旧農業委員会等に関する法律第7条1項及び第12条第1項第1号及び第2項の上限定数27名に対して、斑鳩町では20名で活動いただいているところでございます。今回改正された農業委員会等に関する法律第8条第2項及び施行令第5条では、農業者戸数が1,100戸以下または農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会の上限定数は、27名から半数の14名に変更されております。なお、斑鳩町の農業者戸数は621戸、農地面積は354ヘクタールでございます。

このことから、現行の斑鳩町農業委員数20名の半数では10名となることなどから検討した結果、斑鳩町農業委員の定数案として、12名が適当であると考えているところでございます。

次に、農地利用最適化推進委員の新設でございます。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされており、農地利用最適化推進委員は、各自の担当区域を定めて、新たに、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のための活動を行うこととしております。農地利用最適化推進委員の定数は、農業委員会等に関する法律第18条第2項及び農業委員会等に関する

る法律施行令第8条により、区域内の農地面積のヘクタールを100で除した数以下とすると規定されており、1未満の端数を生じたときは切り上げるとなっておりますが、斑鳩町農地台帳面積354ヘクタールでありますことから、斑鳩町農地利用最適化推進委員案といたしまして、4名を考えているところでございます。

次に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任命及び委嘱の進め方でございます。まず、農業委員では、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦や、委員になろうとする者を募集いたします。候補者が定数を超えた場合には、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項において、「募集に応募した者の数が定数を超えた場合の任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他の当該任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されており、この必要な措置といたしまして、農業委員候補者評価委員会を設置し、候補者の評価を行い、評価結果の意見を町長へ報告することとなります。そして、町長により農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得て任命することとなります。

一方、農地利用最適化推進委員につきましても、農業委員の推薦、募集と同時期に行います。農地利用最適化推進委員の候補者が定数を超えた場合には、農業委員会で選考し、決定し、農業委員会により委嘱いたします。

次に、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携について、説明させていただきます。最後のページをお願いいたします。農業委員会が農地等の利用の最適化の推進の成果をあげるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要となります。このため、農業委員会は、農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるときまたは指針を変更するときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないこととされており、農地利用最適化推進委員は、指針に従って活動を行うこととなっております。農業委員会の総会では、農地利用最適化推進委員に対し、その活動について報告を求めることができ、農地利用最適化推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席し、意見



を述べることができると規定されております。また、担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を目的とする農地中間管理機構の業務と農業委員会の所掌事務が連動することで施策効果が大きくなることから、農地利用最適化推進委員のみならず、農業委員の活動を含めて、農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携し、遂行することとなります。

では、もとのページに戻っていただきまして、3. 条例の制定等でございますが、斑鳩町農業委員会の委員の定数に関する条例、以下、各条例、規定等について、制定、廃止、改正を予定し、条例につきましては、12月議会に上程してまいりたいと考えております。

次に、4. 委員等の任期についてでございます。1、農業委員の任期は、これまでと同様に3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残留任期とすることと規定されております。また、任期満了後も、後任の委員が就任するまではその職務を行うこととされております。2、農地利用最適化推進委員の任期は、農業委員の任期満了の日まで在任することと規定されており、任期満了後も、後任の推進委員が就任するまではその職務を行うこととされております。

最後に、5. 今後のスケジュールでございます。農業委員会等に関する法律の改正に伴う各条例につきましては、12月定例会に上程させていただき、次期農業委員及び新たに設置いたします農地利用最適化推進委員を、平成29年3月に公募を予定し、平成29年6月定例会に、農業委員の任命について上程させていただきたいと考えております。

以上で、農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例制定等についての説明とさせていただきます。

委員長

はい、ありがとうございました。

それぞれこの後、委員の皆さんから質疑やご意見をお聞きしていきたいと思うんですけども、もともとですね、今度、公選制から任命制に変わるということで、団体推薦と公募していくということになりますけども、例えば議会のほうから推薦をするということは可能なかどうか、法的にそれが許されるのかどうか、そして、できるとしたらどういう形

が想定できるのかということと、あと、この間、それについても国のほうで、審議会等になるんですかね、一定の方向づけをしようということで議論されてきていたと思うんですけども、6月の段階では、その方向性がまだ定まらないということで、こちらのほうもなかなか議論できなかったっていうのもあるんですけども、国のほうの動向も、わかりましたら、あわせてちょっとお聞きしておきたいなと思うんですけども。

上田建設農林課長。

建設農林  
課長

任命につきましては、新しい、改正された法律の中に、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから」任命するというものですね、あと、募集につきましても、町長が任命しようとするときに関しましては、「候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者を募集しなければならない」という文言がございますので、特に、議員さんが応募してはならない、もしくは推薦されるようなことはだめというものは、法律上にはないものでございます。

ただ、この9月の13日ですね、農林水産省経営局農地政策課長から奈良県農政担当部長に宛てまして、また、その奈良県農林部長から各市町村農業委員会会長に宛てた文書が出されておまして、その文書の中で、ちょっとそこだけ抜粋して読みますけども、「また、委員選任案の同意を行う市町村議会が推薦をする者となっている事例が見受けられました。このような行為は、委員の選出に当たって、著しく公正性・透明性を欠くものであり、厳に慎んでください」という、今までそういう事例があった前提で、今後慎んでくださいという文書は、国から出されているものがあるということ、ちょっと紹介させていただきたいと思えます。

委員長

一定、国のほうからはそういう見解を示されているということですけども、斑鳩町の実態に合わせて、やっぱり我々としてはどうしていくのかということ、議論していきたいなというふうに思うんですが、委

員の皆さんのほうで、質疑、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思いますが。 小村委員。

小村委員 いろいろと変わるんですけど、この法律改正、趣旨を見てもちょっと、ほかにも新たな情報が入ってきていると思うんですけど、ちょっと職員さんのほうで1回、この法律改正を行う意味みたいなのを一度お聞かせいただけたらなと思うんですけど。議員が、そういうふうにおすすめの人が抜けているとか、いろいろな変更点があるんですけど、農業委員の数も半数になる、ここらをどのように認識されているのか、一度ちょっとご答弁いただきたいなと思います。

建設農林課長 趣旨につきましては、資料に書かせていただいている趣旨も、町といたしましても思っているところがございます、一番の趣旨としましては、先ほど紹介いたしましたけども、重点化ですね、農地等の利用の最適化の推進が位置づけられて、この概要の1で説明させていただいた分がそのまま法律の改正の分に新たに追加されているということです。で、それとともに、推進委員を置かれるということが新たに設置されていますので、推進委員イコールこの農地等の利用の最適化の推進が任意業務になったということが大きな趣旨であり、遊休農地解消、新規就農者の参入などを促進していくということを、改めて農業委員会、町としても実行していかなければならないのかなと、これが一番の重要な点だと感じているところでございます。

そして、人数の点につきましてもですね、あくまでも幅広く求めるということと、それと、今までの規定に沿った形ではなくて、一番最後に書いていますけども、「委員会を機動的に開催できるよう」というような文章も中にありますことから、町としても、国の指導、示されているものについて準じていきたいというふうに考えているところです。

委員長 いいですか。そうしたら、嶋田委員。

嶋田委員 ちょっとお聞きしますが、農業委員さん、一応、農業従事者の方で4

名以上ということですね。それであとは、俗に言う学識経験者みたいな感じの方が4名という解釈でよろしいんですか。

建設農林  
課長

今、農業委員さんにつきましては12名という案で説明させていただいていますが、12名のうち、認定農業者が半数という、法律にはあるんですけども、斑鳩町、認定農業者、5人の方しか、今、おられない状況で、あと、施行令等も踏まえまして、半数が切ったとき、認定農業者が8倍ですね、12掛ける8倍、96人を下回っている場合につきましては、準じた者、認定農業者を準じた者も加えられるというふうになっていますので、準じた者っていうのは、家族とか、学識経験者、特に農業に精通された方というような方も入れまして、それを半数を超えた場合、認められると。もしくは、最低4分の1というのも一番下限で設定されておるわけですが、それにつきましては、当然、議会の同意を得ながらその人数は決めていくということなんですけども、それも踏まえまして、12につきましては、各組合もしくはいろいろなところから公募された者、また、自分から手を挙げられた方の中からこの12人を選ぶということでございます。

推進委員の4名につきましては、これも同じような形で、自分で手を挙げられた方、もしくは地元の組合ですね、農家組合、水利組合、いろいろな団体から推薦を受けて、そこから評価して決めていきたいというようなことでございます。

嶋田委員

そうしたら、僕、勘違いしていて、結局、農業委員さん8名の農地利用の推進委員さん4名で12名と、それではないわけですね。農業委員さんが12名、それ以外に4名の方がいらっしゃるという形でよろしいんですね。

そうしたら、理事者側が考えておられる案の中で、推薦枠についてはどのような感じでやられる、今までどおりですか。例えば農協から何名とか、そういう形、議会から、まあ議会は別にして、農業者団体から何名とか、そういう形で考えておられるんですか。

建設農林課長 推薦枠っていうのは、今、もう、考え方としてとっておきませんので、推薦から来られた、応募された方、そして個人で応募された方、全体の募集は行う中で、優先順位はいろいろな、これから評価委員会が設置されていきますので、その中で議論っていうか、評価していくと思うんですけども、一応、推薦も応募も同列の中で、公正に設定して、公表して、調整していきたい、調整っていうか決めていくものだというふうに考えております。

嶋田委員 おおよそわかってきました。  
そうしたら、この推薦というのは、例えば、何々農家組合からの推薦とか、何々水利組合からの推薦とか、そういうふうな感じでとらまえたらええわけですね。  
それなら、この中で、結局、議会からの推薦いう考えがこの法律に沿うかどうかという問題なんですね、要は。はい、わかりました。

委員長 もともと法改正前っていうのは、法的に議会からの選出というのが義務づけられていましたけども、それがなくなって、今度は、議会から何か出てくることはけしからんみたいに国のほうが言うていますが、そもそも、もともとですね、法改正前ですね、は、どういう位置づけで議会からの選出枠なのか、お答えいただけますか。

建設農林課長 当初ですね、今、現在20名で斑鳩町が農業委員会で活動いただいているんですけども、もともとが農業委員会法で、施行令も含めまして、27名が上限というふうに決められています、法律では。27名のところ、20名に、今、斑鳩町ではして運営しているんですけども、その27名の、法律の条文で言いますと、選挙による選任が20名、20人ですね、そして、選任による委員が7名、合わせて27名と施行令で決められております。その中で、その7名なんですけども、これ、旧の農業委員会等に関する法律の第12条の第1項なんですけども、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の各1人推薦で3人、そして、第2項で、議会が推薦した学識経験者が4人、合わせて7人という、選任による委

員は位置づけられております。その中で、斑鳩町もそれに沿った形で、それ以内ということで、今現在、活動していただいているところでございます。

委員長            ということは、もともと学識経験者として議会のほうから選出枠があったということですね。ただ、今度、法改正後は、それはもう認定する側になるので、そういう人が出てくるのはどうかっていうことの、通達になるのかな、ということですよ。    平川委員。

平川委員            推薦する団体っていうのは、こういう団体から推薦してくださいっていうのがあらかじめ決められているのか、特に、いろいろな団体、特に農業にかかわる団体ならどこでもいいのかっていうことと、あと、これ、ここで言うべきことなのかちょっとわからないんですけど、建設の委員会の中で、12人の人数について、農業委員会さんからのいろいろな意見をちょっと発表していただいたと思うんですけど、今回、適正化委員会っていうものができますけど、今されているその農業委員さんの仕事の中で、この適正化推進委員が今度担っていくべき仕事も、今、農業委員会の中でしていただいているようなところも多数あると思うんですけど、その辺のすみ分け、今の20人の中でやっている仕事を、今後4人でやっていくことになれば非常に大変になってくるし、そのあたりのすみ分けがどうなっていくのかっていうのがちょっとわからないところがあるんですけど。

建設農林            ちょっと質問が3つ、抜けていたら、すみません、また後で。

課長                まずですね、候補者の推薦の団体の話ですけども、これにつきましては、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるといふふうになっていますので、特に農業団体でしかだめというような規定でなく、その他の関係者の中でこれから推薦されていくのかなというふうに考えております。

                      そして、農業委員会につきましては、9月の12日の総会のときに、同じ資料に基づきまして説明させていただいております、そのときの

意見について、今、ちょっと紹介させていただきますと、まずですね、総会の前に農政特別委員会についても説明させていただいていますけども、その農政特別委員会においては、特に、質疑はありましたけども、意見は出ておりません。

そして、農業委員会総会では、3名の方から4つの意見をいただきました。意見といたしましては、1つとして、農業委員の法的な上限が14名に対してなぜ12名なのか。現行の20名でも町内の農地などに目が行き届かない状況なのに、12名は少なすぎる、と。予算的な問題であれば、報酬を減らして人数を確保するほうが大切である。新たな体制でスタートすることになるのでは、まずは14名でスタートし、人間的に問題なければ人員を削減するということでもよいのではないかという意見が1つ。2つ目としまして、農地利用の最適化業務が任意業務から必須業務になったことについて、業務がふえるのになぜ委員の数が減るのか、と。最低、法的な上限を確保する必要があるのではというのが1つの意見です。そして、3つ目として、法改正で業務がふえて委員の数が減るのであれば、現在の業務のさまざまな業務の合理化を図る必要があるのではないかという意見です。そして、4つ目、改正点の最大の業務である担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止活動などの業務を行っていくのに、委員定数削減はよくない。行政のコスト削減にしか見えないといった意見がございます。これ、抜粋でございますので、ちょっと、内容につきましては、議事録がまたございますので、そちらのほうで確認はいただけたと思います。

そして、今までの業務の話ですね。確かに、業務内容をそのまま、20名の方が12名でやっていく、もしくはその4名、推進委員さん含めまして16名で今の業務を行っていくこととなった場合ですね、やはり、効率的な活動もしくは運営が求められるところではございますけども、町といたしましても、やはり機動性もあるという、メリットとデメリットがある中で、今、そういった形で、12名の案で提案させていただいている状況でありまして。

それで、推進委員さんの活動につきましては、主に現場活動、もしくは重点的な、担い手の、最適化ですね、農地利用の最適化の主な業務に

なっていますので、この4名の方で、各区域を決めて重点的にやっていただけるものというふうに考えているところでございます。

平川委員 要は、イメージとして、この農業委員っていうのは、議決をする、決めていくところが農業委員になっていって、今まで農業委員の方が担ってくださっていた現場の活動とか、そういう、農地の利用の推進とか、そちらの部分を要は最適化推進委員のほうで担っていくとなると、農業委員さんの仕事は若干減るかわりに、推進委員さんの仕事がものすごく膨大になるっていうふうな印象を受けるんですけども、それとも、いや、今までどおり、農業委員さんと最適化推進委員さんと、16人ですか、町のお考えでは、16人で現場活動も一緒にこれからも進めていくんだっていうことなのか、そのあたりのこう、議決をするだけっていうふうに考える農業委員の人数と、いや、現場活動もやるんですよっていう人数とでは、やっぱり考え方が違ってくるのかなって思うんですけど、そのあたりをちょっと。

建設農林課長 主に農業委員さんと推進委員さんが連携して進めていく農業委員会でするので、今までどおり、農業委員さんも、議決のみならず、現場行って、もしくは推進委員さんと一緒になって現場での活動はしていただかなければなりませんし、そういう活動になると思います。

そして、推進委員さんにつきましても、議決権はないものの、総会に出て、いろいろな状況を報告していただいたり、その議決に当たっての意見を発表する場として出てきていただかなければなりませんし、主にそういった、主となるのがその業務であって、総論といたしましては、全員で今までどおり進めていっていただかなければならないものというふうに考えております。

委員長 すみません。今回ですね、12月に町のほうも条例を提出予定していますけども、今回については、その中身をどうしようというのではなくて、議会として農業委員の推薦枠を設けるのかどうなのかという点について議論したいと思いますので、ちょっと質問が幅広くなってしまっ



ていますので、そこはちょっと整理していただいて、また、もしお聞きしたいことがあればお尋ねいただけると思いますが。

ご意見もお聞きしたいと思いますので。

私なんかも、実際に農業委員として議会のほうから選出していただいたことないので、ちょっと現場がどうなっているのかっていうのがよくわかりません。ただいま、現在選出いただいている方は、きょうこの場に委員としておられませんが、議長、以前に経験あると思うんで。

中西議長。

議長 今の、大体、作業内容というのは、皆、今の、事務的なものわかっとうていると思いますねけども、それ以外に、遊休農地の解消いう形で、クロマイの栽培とか、ナノハナ、ソバの栽培とか、今、その作業しております。その作業が、かなりやっぱり、どう言っているか、機械作業的なものでなしに、やっぱり人的な、人力で作業するという作業がかなり多い中で、委員さんに対しての負担というのはかなり大きいものがあるというふうには思っています。ほとんど、土かきいうたらくわ持って行ってやるという作業になってきよるから、かなり、なれていない方にはやっぱり厳しい作業かなというように思いますね。

委員長 あと、議会が推薦枠設けて、例えば設けていくとしたときに、農業委員さんの反応っていうのがどうなのかなっていうのが気になるんですけども、これは直接また聞く機会設けて、しっかりご意見お聞きせないかなんというふうに思いますけども。 中西議長。

議長 議会のほうから農業委員の推薦は控えるようにっていうような形での説明を受けたと思いますねんけど、控えるようにということやから、仮に、私自身、農業やっていますやんか。それで、地元にいる。それで、地元のほう、行ってくれへんかということになった場合、そういう場合はどうなるの。議会からの推薦ではない。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長　もともと、法令で、議員さんが出てはいけないものっていうことではありませんので、そういった形で拒むものではないというふうに思っています。ただ、さっきちょっと紹介させていただいたものにつきましては、推薦をするものとなっている事例が見受けられると。ちょっともう一度ちょっと読ませていただきますと、「委員選任案の同意を行う市町村議会が推薦をする者となっている事例が見受けられました。このような行為は、委員の選出に当たって、著しく公正性・透明性を欠くものであり、厳に慎んでください」ということですので、議員さんが農家で、農業者として、一個人として出てこられる場合についての話とはまたちょっと違うのかなというふうには感じております。

委員長　谷口都市建設部長。

都市建設部長　今回のこの法改正っていいますと、大きなプロセスといたしまして、やはり地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て農業委員として確実に就任していただくというのが主な法改正の趣旨だということでございます。今、議長おっしゃいましたように、議員やっているからどうこうということではなく、やはり、今の趣旨としますと、課長も説明していましたように、一定の枠をそれぞれ設けることによって、そこに推薦をするということをやめなさいねということだということでご理解いただきたいと思います。ですから、あくまでも広く、広い分野から公募していただいて、応募いただいて、それで、募集人数をオーバーした場合には、評価委員会でそれぞれまた評価させていただいて、町長が認めていって、議会で同意いただくというようなプロセスになっておりますので、そういったことも踏まえて、いろいろとご理解いただきたいと思います。

委員長　そうしますと、方向性についてですね、いろいろ質疑行っていましたけども、議会のほうとしては、一定、どうするのかっていうのは結論出していきたいなというふうに思うんですけども、だから、きょう

ここで出すっていうのではなくて、またこれから、いつの時期に結論出すのかっていうのも含めて、それも必ずいつっていうのも言うていただかなくても結構ですけども、議会としてどうしていくべきかということで、それぞれの委員さんのご意見お聞きしたいというふうに思うんですけども。

暫時休憩します。

( 午前10時14分 休憩 )

( 午前10時16分 再開 )

委員長

そうしたら、再開いたします。

今回、議会運営員会の中でこの議論進めていくに当たっていろいろお聞きしたいことがありましたので、出席して、いろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。

他の公務もございますので、総務部長と都市建設部長と建設農林課長、さらに補佐については、これで退席いただきます。ありがとうございました。

暫時休憩します。

( 午前10時16分 休憩 )

( 午前10時17分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

では、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思うんですが。

伴委員。

伴委員

今、いろいろ質疑させてもうた感じでいくと、法改正の方向性からいうと、ちょっと議会からの推薦、別に議会にかかわらずほかの団体からの推薦もちょっと控えてほしいという今の流れ、この流れからいきますと、ちょっと私のほう、今後、そういうふうに沿っていかなあかんのかなと、今の時点では、あくまでも今の時点ですけど、そういうふうにな

よっと思っっている次第です。

委員長 ほかの委員さん、いかがですか。 嶋田委員。

嶋田委員 私も伴委員さんと同じような感じを持ちました。

委員長 なかなかね、ちょっとわかりづらい点もあって意見言いづらいかなという点もあると思うんですけども、私のほうでも少しお聞きしていただいたのは、逆に農業委員さんのほうが、議会から出てきてもう一緒にやって助かっているというようなお声もある中で、議会のほうとしても、一度やっぱり農業委員さんに、議会でこういう議論しているということで、次期農業委員会ですら一定ご意見をお聞きして、最終的に判断していくべきかなというふうに思います。

ただ、整理としては、議会の枠をとって推薦するという点については、理事者のほうははっきり言いませんでしたけども、逆に、それ認めへんかったら認定せえへんでっていうことも議会としてはできんことでもないですから、そこで公平性を欠くという点、視点を持つとかなないかなというのはいました。

ただ、農業委員会のほうで、もし、議会のほうからも出てきていた人とやっぱり同じように今まで進めてきましたので、協力して進めていきたいということであれば、議会の推薦枠という形ではなくて、別の団体とか、また個人で応募していただくっていう方向もありますので、そういう点では、議会の推薦ということについて控えていくという方向になるのかなと、今、2名の委員さんもおっしゃっていただいたように、少し考えていますけども、きょうここですぐに結論出すというのではなくて、今ちょっと提案させていただいたように、次回、10月に農業委員会ありますので、一定、農業委員会の中でも農業委員さんに、議会のほうでこういう議論しているということでご意見いただいて、最終、12月定例会に条例制定、条例提出があると予定されているということなので、その前の議会運営員会でまた議論して、その段階で結論出していかうかなというふうに思いますが、そういう形で進めさせていただいてよ

ろしいですか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、(4)の農業委員の選出方法の変更については以上のような形で確認をさせていただきます。

それでは次に、(5)の今年度の検討事項についてを議題といたします。

ちょっと項目あげていませんけども、これまであげてきました順番で申しますと、1点目は議会のIT化についてですが、これについては、後ほどまた視察の日程のところでも報告させていただきますけども、上牧町議会と平群町議会について視察をさせていただくという方向で調整させていただいていますので、その視察を終えた後に、またご意見いただいて議論していくという形で進めさせていただきたいと思いますが、委員の皆さんのほうで、質疑、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思いますが。

( な し )

委員長

特に、そうしたら、ご意見もないようですので、今、報告させていただいた形で進めていきたいというふうに思います。

そうしたら、議会のIT化については、これで終わっておきます。

次に、2つ目ですね、災害時における議会の対応についてですが、こちらについては、どういう形で勉強していくのかということで、ちょっと勉強の仕方を調査する、探しているという段階で、一定、事務局長のほうで全国の町村議会議長会のほうに問い合わせさせていただいて、参考資料というのをいただいているんですけども、ちょっと量が膨大になりまして、今、まだ読み込んでいる段階ですので、またこちらのほうも整理をして、提案させていただきたいと思いますが、今回についてはちょっと報告がまだできないということでご了承いただきたいと思いますが、この2点目について、皆さんのほうで、質疑、ご意見等ございませ

たら、お受けしたいと思います。

( な し )

委員長 2点目については、先ほど報告させていただいた形で進めさせていただきたいと思います。

そうしたら、次、3点目のほうにいきます。3点目については、委員長手当についてどうするかということで、この間、議論してきましたが、まず、事前の委員会をどういうふうにしていくのかということで、その結論を先に出しましょうというまとめさせていただいてきました。その中で、前回、平川委員のほうから質問が出されていた項目について、事務局のほうから少し報告いただきたいと思いますので、お願いいたします。 黒崎議会事務局長。

議会事務局長 閉会中の常任委員会の開催の状況について、県内町村の状況を調査いたしました結果でございますけども、年2回程度必要に応じて閉会中に常任委員会を開催されているところはありましたけども、毎回、継続して継続手続きをとって開催をされている県内の町村の議会はないというふうな状況でございます

委員長 それともう1点、閉会中に委員会を開催して何か決定しなければいけないような事項が発生しないのかとかという点についても調査お願いをしていたと思うんですが、それについても報告お願いします。

黒崎議会事務局長。

議会事務局長 必要に応じてというところなんですけども、必要性があれば、臨時議会を開いて行う。委員会として付託して行わなければならないようなものがあれば、継続審査を随時打つというふうな手続きをとられているということでございます。

委員長 そうしますと、閉会中の委員会について、特に決定しなければならない

い事項が発生したら、臨時議会等を招集して、議決をもってそういう付託をしていくという形で進められるということですね。

平川委員、そういう形でお答えっていうかね、報告させていただきますけども、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長

そうしましたらですね、これについても、今年度中に結論を出していくということで進めていきたいというふうに思っていますが、本日、さらにご意見、ご質疑等ありましたら、お受けしたいと思うんですが。特にございませんか。

また、次回以降の委員会でご意見いただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたら、3点目の委員長手当についても、これをもって終わります。

次に、その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。特にございませんか。

( な し )

委員長

ないようでしたら、私のほうから1点、ちょっと確認をしておきたいんですが、9月7日の一般質問、平川議員の一般質問の際の教育長の答弁ですね、私も当然議場にて聞いていましたが、事情、事情っていうんですかね、教育長はこういうふうに考えているんやろうなという推察はできますが、しかし、傍聴者等から見ると、正式な理由なく答弁を拒否したというふうに受け取ることもできるということで、議会運営上ちょっと問題やなというふうに感じまして、そういう点について、議長のほうから、教育長に対して、どういうことであったのかということで確

認をしていただきたいと思ってお願いをしていましたが、その点について、議長のほうから、お願いします。 中西議長。

議長 清水教育長とこの件についてちょっと話をさせていただきました。本人にいたしますと、平川議員のその質問に対して、25メートル泳げるかに対して各学校での数値ということになっていったら、そのときに自分の頭の中に浮かんだのが、その学校の格差という問題が出てくるというのが先に頭に浮かんでしまって、ああいう簡単な、もう拒否するような形の答弁になってしまったと。本来ですとやっぱり、そういうことはやっぱり説明しにくいものもあって控えさせていただきたいという形の答弁するのが妥当だったんじゃないかと、後になってそういうふうになっているってということで、答えを聞かせていただいています。

その件についてはいろいろ、副町長のほうからも、ちょっと言葉足らんかったん違うかという指摘も受けているところでございましたということでしたので、今後、答弁の仕方についても考えて答弁させていただくように努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

委員長 ありがとうございます。

理事者のほうとしても、問題として認識して、反省もしているということでしたので、この議会運営委員会の場で確認をしておくということで、この件については終わっておきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、ほかに、議長のほうから、何かございますか。

( な し )

委員長 事務局のほうから、ございますか。



( な し )

委員長

それでは、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして決定することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてですが、先ほども少し触れましたが、議会のIT化についてをテーマとし、昨年度、候補にあがっていましたが、三重県鳥羽市も含めて検討してきましたが、しかしですね、鳥羽市については、早くからほかの自治体の議会からも申し入れがあるようで、日程調整がなかなかつきませんでして、残念ですけれども、それ以外のところで提案させていただいていました、上牧町及び平群町と調整を行ってきました。今朝方、日程についても確認がとれましたので、議会事務局のほうから、報告お願いできますかね。 黒崎議会事務局長。

議会事務  
局長

視察についてでございますが、日程につきまして10月の17日の午前9時30分に上牧町、11時に平群町ということで日程調整が整いましたので、ご報告を申し上げます。

委員長

ありがとうございます。

書面ではまだ整理できていませんが、今朝、確認ができましたので、最終、本会議にはそういう形で整理をして、また諮っていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前10時31分 閉会)